

国民年金のお知らせ

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい ～ 被保険者・年金受給者の皆様へ ～

この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています

◆平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居などにより、一人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、一人一番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。

◆これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5,000万件(平成18年6月)の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結び付かなくなる恐れがあります。

年金記録問題への新対応策を進めます

◆被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。疑問があればお問い合わせください。

◆5,000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。

◆社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書などの証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。

◆5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

問合先

皆様からのお問い合わせには真摯に対応します。

●お電話でのお問い合わせは、

フリーダイヤル 0120-657830

(土・日曜日も含め、24時間受け付けております)

●インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい(<http://www.sia.go.jp>)

●社会保険事務所の専用窓口にお問合せください。

厚生労働省・社会保険庁

	納付額 (月額)	年金額	免除となる所得のめやす
全額免除	0円	1/3	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の1納付	3,530円	1/2	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額納付	7,050円	2/3	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の3納付	10,580円	5/6	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◎今月は、平成18年7月から平成19年6月までの分を申請できる最終月となります。

なお、審査は、前々年(平成17年)の所得で行います。

◎一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問合先

山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22)5837

市民生活課 国民年金担当

国民年金の

保険料免除制度があります！

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除制度は、昨年7月から所得に応じ4段階になりました。

全額免除制度は、保険料の全額を免除します。一部納付(一部免除)制度は3種類あり、保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

免除制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定基準額以下であることが条件です。

また、このほかに「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」などがあります。それぞれの納付額と年金額の計算、免除となる所得のめやすは左表のとおりとなります。